

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380072

研究課題名(和文) 人権条約の実施実現に向けた国際実施機関と国内実施機関の建設的対話

研究課題名(英文) Constructive Dialogue between the International Organs and the Contracting Parties in implementing the Human Rights Treaties

研究代表者

徳川 信治 (TOKUGAWA, Shinji)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：60280682

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：国際社会において人権実施の課題は、締約国国内における実施を困難とする問題の存在、理論的に義務内容が過渡期として強化されつつある状況となっている問題であることが多い。そうした課題について、実施機関と締約国の対応について検討を行った。実施機関は、規範創造機能と規範定着機能を持ちながら規範の実現を求めている。他方、締約国は、その規範の実施に対して、締約国の国内事情の克服を如何なる形に対応するのが問題となる。一つは、その規範創造に対して抵抗し、実施機関の権限を制約する方向に進み、他方でその際に国際機関との協力関係をいかに創り上げるかが、問題を解決する一つの方策となっていることも明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The issues which are taken up as a human rights issue in the international community have been the unresolved obstacles that contracting parties hold to comply with the international human rights standards, and the theoretical expanding limitation of state discretion for the contracting parties to exercise in implementing the human rights.

We examined the correspondence between the treaty-based bodies and the contracting parties on such issues. The treaty-based bodies is seeking to realize the norm while having the normative creation function and the standard fixing function. On the other hand, the contracting parties are seeking some measures to override the domestic obstacles of the contracting parties to implement the standards. Some states resist the creation of norms and try to constrain the power of the treaty-based bodies, and the other create cooperative relations with international organizations to solve the problem.

研究分野：国際法学

キーワード：欧州人権条約 欧州人権裁判所

1. 研究開始当初の背景

国際人権法の進展を研究するに当たり重要な分野として、欧州人権条約の実証的研究があげられる。その際、これまで国際裁判の判決に対する研究と同様、欧州人権裁判所判決の形式・内容・拘束力に焦点が当てられ、あるいはそこで援用・解釈された実体規定の解釈を中心とした研究であった。欧州人権裁判所の解釈理論が他人権条約システムにどのように影響を与えているか、また欧州人権条約システムと欧州連合システムの間で、両者の権限・解釈を侵食することなく、人権保障を図ろうとするのかを歴史的経過を含めて、解釈理論の変遷をこれまで考察してきた。

かかる状況は、欧州人権条約が人権保障システムとして、欧州のみならず、また人権保障システムを超えて、大きな法的影響を有していることを示唆するものであったが、その一方で欧州人権条約実体規定の基準の発展がよって立つ法的基盤に対する疑念は常に出されていた。とりわけ、2004年 Browiniski 事件判決より初めて欧州人権裁判所によってとりいれられたパイロット判決手続きはこの点に疑問が提起されることとなった。2004年以降、欧州人権裁判所・欧州評議会各政治機関の協働の取組みを開始することによって本格的に改組・始動した判決執行監視の考察を取り上げ、事後的救済機能から、付託される申立ての増加を防止することを狙いとしていること(予防機能の強化)を明らかにした。かかる動きは、締約国側に人権条約実施義務を再確認させるものであったが、他方で、締約国側の中には、人権裁判所が出す判決、さらにはその執行監視の仕組みに対して強い懸念を示し、人権裁判所の正統性そのものに挑戦する国家も出現するようになってきた。

2. 研究の目的

欧州人権裁判所は、これまで欧州人権条約を「生ける文書」と位置づけ、発展的な解釈を行ってきた。こうした欧州人権裁判所の活動は、国際人権法において、条約解釈手法や各条文記載の人権の解釈基準などに大きな影響を与えてきた。そのため欧州人権条約実体条文の基準を、裁判例を分析することによって明らかにするという研究手法が採られてきた。この研究手法は、国際人権法の示す基準や国際人権法の日本への受容の進展に大きな役割を果たしたといえる。

国際人権法において、とりわけ欧州人権条約における人権秩序の形成においては、人権の基準の統一化とその実現に対し、それに立ちあがる各国の国内事情との相克が見て取ることができる。たとえ欧州人権裁判所がさまざまな解釈を行い、判決を出したとしても、それが締約国に受け入れられなければ、その基準が実効的に確立したとはいえないであろう。本研究においては、小田滋元国際司法裁判所裁判官が常に意識してきた、「紛

争の当事国が紛争解決の共通の意思がなくしては機能しえない」(小田滋『国際法と共に歩んだ六〇年』東信堂・2009年・387頁)という、国際裁判・判決の実効性の問題に関して、国際人権法分野での議論を整理することを目指すものである。今次急速に整備されつつある欧州人権裁判所システムと、その対象となる締約国との間に、いかにして人権実現の共通の意思が形成されているのかを明らかにするものである。

これを考察することは、国際社会が展望する人権の実現に対するそのプロセスを明らかにして、国際人権の司法的解決プロセスの意義と限界を明らかにすることができるかと考えた。

3. 研究の方法

「研究の目的」でも述べたように、現在緊張関係にある欧州人権裁判所と締約国との間における様々なチャネルを通じた対話(義務履行要請も含む)の、法的基盤とその実効性を検討することである。

今期研究期間においては、この研究を一層すすめていくための基礎的作業を中心に行うこととした。欧州評議会各機関・欧州人権裁判所および国家との間あるいは国家間対立が生じる課題と考えられる人権問題を取り上げることとした。

そのため、いくつかの特徴的な事例を取り上げ、人権条約実施機関の指し示したものを明らかにするとともに、それに対する締約国の態度などを明らかにする手法を採用した。

4. 研究成果

国際社会において人権問題として大きく取り上げられる課題は、締約国においても何らかの課題を抱えている問題、理論的にもこれまで許容されていたものから過渡期として制約がかけられつつある状況となっている問題であることが多い。そうした課題について、実施機関側と締約国側の対応について検討を行った。実施機関側は、規範創造機能と規範定着機能を持ちながら規範の実現を求めている。他方、締約国側は、その規範の実施に対して、締約国の国内事情の克服を如何なる形で対応するのかが問題となる。一つは、その規範創造に対して抵抗し、実施機関の権限を制約する方向に進み、他方でその際に国際機関との協力関係をいかに創り上げるかが、問題を解決する一つの方策となっていることも明らかとなった。

論文『国際世論における日本の死刑 - 国際(人権)法の視点から』においては、欧州人権条約そのものではないが、国際社会における人権基準の実施に関わり、国際実施手続における実情を、日本を取り上げる中で、検討することとした。国際的人権保障においてみられるフォローアップ手続きの意義・内実化に関する課題でもある。

現在欧州評議会及び欧州連合においても

日本に対して採り上げられている人権問題の一つは、死刑問題である。欧州における人権の観念と日本の観念との相違点について、これが国際基準としてどのように位置づけられているのか、明確にすることとした。さらにはその規範創造に対してどのような態度で臨んでいるのかについて明らかにした。死刑問題が国際規範において戦後大きな変化を見せた問題でもある。その規範の形成過程を確認することによって、死刑廃止が事実上の規範として形成されていることを明らかにするとともに、それに対する締約国（日本）の態度を国連実施機関との間における政府報告書審査の中で検討を行った。建設的対話を基礎とする国際手続きにおいて、その役割を尊重した態度をとることの重要性を明らかにした。

論文『海洋における欧州人権条約の適用・覚書』『国際法における個人と国家 - 欧州人権条約における個人救済 -』『国際人権機関の法実践 - 「過去の不正義」への取り組み-』は、国際人権規範の射程が国際社会における意識や国家の政策に対応して時間的にも地理的にも拡大しつつあることを明らかにし、それに対して締約国の対応を考察した。

論文『国際法における個人と国家 欧州人権条約における個人救済』及び『国際人権機関への法実践 「過去の不正義」への取り組み』は、時間的管轄を拡大する申立てが増えていることに対して国際実施機関がどのような判断をしているかについて検討したものである。これは戦後補償や旧植民地における人権侵害など、人権条約の適用に関して言えば、時間的に適用されない遡及効に関わる問題である。しかしながら、手続的権利の拡大によって、こうした申立てに対しても、審査の対象とする状況が生まれつつあること、ただその範囲は、欧州人権秩序が形成されつつある状況（時期）下において求められるものとしている。他方、こうしたことに対して締約国の国内裁判所も、おおむねこれに沿った対応をしていることが挙げられる。

論文『海洋における欧州人権条約の適用・覚書』については、海洋に関わる難民・不法移民に対する管轄権行使が欧州人権条約上どのように位置づけられるかを検討したものである。

海洋、とりわけ公海上における管轄権行使は、欧州評議会各機関・欧州人権裁判所および国家との間あるいは国家間対立が生じる課題でもある。もともと海難救助に関する条約が策定され、それが人道上の問題として実施されてきたが、これを人権上の問題として欧州人権条約が取り上げることが可能かという問題を生じさせる。

欧州人権条約機関は、これを人権上の問題と判断しているが、それは国際社会において実施されている入国管理の措置の一環として把握していることを示唆する。そのことは、国家の裁量を羈束することになるため、当該

国家からの抵抗をもたらしていた。

欧州人権裁判所大法廷は、欧州人権条約上の締約国の「管轄内」にある行為であると判断して、欧州人権条約違反を全員一致で判断した。その判決執行においては、締約国はその解決策の一つとして一般的措置を講じたが、それをみると一国家の問題として解決できない問題があること、それには国際協力が必要であることがうかがわれた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4件)

徳川 信治、海洋における欧州人権条約の適用・覚書、世界人権問題研究センター研究紀要、査読無、22号、印刷中、2017

徳川 信治、国際法における個人と国家 - 欧州人権条約における個人救済 -、立命館法学、査読無、363・364号、2016、1683-1707

徳川 信治、国際世論における日本の死刑 - 国際(人権)法の視点から、法律時報、査読無、87巻2号、2015、56-62

徳川 信治、国際人権機関の法実践 - 「過去の不正義」への取り組み、法律時報、査読無、87巻10号、2015、40-45

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

徳川 信治 (TOKUGAWA, Shinji)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：60280682

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()